

大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）  
入札説明書

令和8年7月

大分県

## 目次

第1	入札説明書の定義	1
第2	事業内容に関する事項	1
第3	入札参加要件等	3
第4	落札者の決定	12
第5	提示条件	15
第6	事業実施に関する事項	15
第7	契約に関する事項	16
第8	その他	17

添付資料 1 想定されるリスクと責任分担

添付資料 2 見積参考資料

別紙 1 入札説明書等に関する質問書

別添資料 1 対象施設及び配置図

別添資料 2 照明器具台帳

別添資料 3 要求水準書

別添資料 4 提出書類作成要領及び様式

別添資料 5 総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の留意事項について

別添資料 6 評価基準

別添資料 7 評価値の最も高い者が複数あるときの取扱い

別添資料 8 設計業務の最低制限価格の取扱いについて

別添資料 9 施工業務の低入札価格調査制度について

別添資料 10 債務負担行為に係る特則について

別添資料 11 基本契約書（案）

別添資料 12 設計業務等委託契約書（案）

別添資料 13 工事請負契約書（案）

## 第1 入札説明書の定義

この入札説明書は、大分県（以下「県」という。）による「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）」（以下「本事業」という。）を実施する事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するために公布するものである。

本事業の基本的な考え方については、令和8年6月1日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針等に関する質問・回答及び意見等を反映している。したがって、入札参加者は本入札説明書の内容を踏まえたいうえで応募するよう、留意されたい。

また、添付資料や別添資料は、本入札説明書と一体のもの（以下本入札説明書と合わせて「入札説明書等」と総称する。）である。

入札説明書等と実施方針及び実施方針に関する質問回答集に相違のある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び実施方針に関する質問回答集によることとする。

## 第2 事業内容に関する事項

### 1 公告日

令和8年7月8日（水）

### 2 事業名称

大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）

### 3 公共施設の管理者

大分県知事 佐藤 樹一郎

### 4 事業目的

大分県においては、第6期大分県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）にて、公共施設又は公用施設の照明について可能な限り早期にLED照明の導入を進め、2030年度までに100%の導入を目指すことを掲げている。このことから設計施工一括発注方式により、対象施設の早期LED化を図ることを目的として実施するものである。

### 5 事業の範囲

本事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、以下に示す業務を

行う。

- (1) 設計業務
- (2) 施工業務

## 6 対象施設 大分地区

詳細な対象施設名、改修予定台数については「別添資料 1 対象施設及び配置図」及び「別添資料 2 照明器具台帳」に示す。

## 7 事業の方式

本事業は、民間事業者の有する様々なノウハウを活用した設計施工一括発注方式（DB 方式（Design：設計、Build：施工））により実施する。

## 8 業務の要求水準

事業者が行う業務の要求水準は、「別添資料 3 要求水準書」によるものとする。

## 9 工期

本事業に係わるスケジュール（予定）は次のとおりとする。

- (1) 基本契約及び事業契約の締結 令和 8 年 8 月
- (2) 設計・施工工期 令和 11 年 1 月 31 日（水）限り

本事業の全般にわたる事項や本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項等を定めることを目的に締結する契約を「基本契約」、基本契約に係る契約書を「基本契約書」という。

本事業に係る設計業務等委託契約、建設工事請負契約をまとめて「事業契約」、事業契約に係る契約書を「事業契約書」という。

## 10 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令は次に示すとおりである。このほか本事業に関連する法令等を遵守すること。なお、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、受注者がその許認可等を取得しなければならない。

- (1) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (2) 電気工事法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

- (4) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- (5) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (6) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (7) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (8) 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年省令第 52 号）

### 第 3 入札参加要件等

#### 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

##### (1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、複数で構成した企業グループとし、個人の応募は認めない。
- イ 入札参加者は、複数で構成した企業グループの代表企業を定めること。
- ウ 代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する企画・運営及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、県との連絡調整及び必要な手続を行い、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。また、代表企業は、設計業務に当たる者、もしくは施工業務に当たる者のいずれかであること。
- エ 入札参加者である複数で構成した企業グループの構成員は、他の入札参加者として重複参加をしてはならない。
- オ 事業予定者は、事業契約締結までに特別目的会社を設立することができる。この場合、事業予定者は、特別目的会社に出資すること。
- カ 参加申込書により、参加の意思を表明した構成員の変更は原則として認めない。

##### (2) 入札参加者に共通する参加資格要件

###### ア 入札参加者の資格要件

応募者は、次に掲げる事項を全て満たす場合でなければ、本事業に応募することができない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条）第 167 条の 4 に定められる一般競争入札に参加できない者又は参加させないことができる者に該当しないこと。
- (イ) 本事業選定の公告の日から契約の前日までに大分県知事から競

争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。

- (ウ) 開札予定日以前 3 箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (エ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。
- (オ) 県税を滞納していないこと。
- (カ) 入札参加者又は入札参加者の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。
  - a 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - b 暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - c 暴力団員が役員となっている事業者
  - d 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - e 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - f 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - g 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - h 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用して  
いる者
- (キ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号に掲げる処分を受けている団体に所属していないこと  
又は関与していないこと。

#### イ 関係会社の制限

入札参加者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業と次の資本関係又は人的関係にない者であること。

(ア) 資本関係

- a 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による、以下同じ。)と子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による、以下同じ。)の関係にある場合。
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(イ) 人的関係

- a 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
- b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- c 大分県の競争入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合。

ウ その他の参加不適格者

本事業の審査委員会の委員本人及び委員が属する企業並びに同社と前記「イ 関係会社の制限」と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる者。

(3) 入札参加者の業務別の参加資格要件

入札参加者等のうち、次のア及びイに示す業務を担当する者は、それぞれ以下に掲げる資格を有する者とする。

各業務に当たる者の資格要件を満たす者が資格要件を満たす複数の業務に当たることは認めるものとする。

ア 設計業務に当たる者

以下の要件(ア)～(エ)を満たす者であること。

- (ア) 管理技術者及び照査技術者は、常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日以前3ヵ月以上前に雇用されたものであり建築士法に基づく一級建築士、二級建築士又は建築設備士の資格を持つ者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は兼ねることはできない。
- (イ) 令和8年度において「大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期(昭和60年大分県告示第235号)」に基づく建築関係コンサルタント業務に係る入札参加資格を有する者であること。

- (ウ) 本店の所在地は、大分県内であること。
- (エ) 建築士法第 23 条の規定に基づく建築士事務所の登録を行っていること。

イ 施工業務に当たる者

以下の要件 (ア) ~ (ウ) を満たす者であること。

施工業務を複数の企業で行う場合は、以下の (ア) ~ (ウ) を満たす 2 者を構成員とする特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) に限り参加を認める。ただし、共同企業体の取扱いは「大分県建設工事共同企業体の競争入札参加資格等に関する取扱要綱 (昭和 53 年 4 月 18 日大分県告示第 398 号)」によるものとし、共同企業体の配置予定技術者は、代表構成員から (ウ) a~c のすべてを満たす監理技術者を専任配置し、その他構成員からは (ウ) a 及び c を満たす主任技術者を専任配置すること。また、共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員又は単体として本案件の入札に参加することができないものとする。

(ア) 企業

- a 建設業法第 3 条第 1 項の規定による「電気工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- b 令和 8 年度において「大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和 39 年大分県告示第 481 号)」の「電気工事」の A 等級に格付けされていること。

(イ) 本店所在地

本店の所在地は、大分県内であること。「本店」とは、建設業法に基づく主たる営業所とする。

(ウ) 配置予定技術者

- a 電気工事の業種に係る建設業法第 15 条第 2 号の資格を有すること。
- b 電気工事の業種に係る監理技術者資格者証を有しており、監理技術者講習を修了しているものであること。
- c 競争参加資格証明資料提出日以前 3 ヶ月以上前に雇用されたものであること。

(4) 参加資格確認基準日等

参加資格確認基準日は開札予定日とする。

## (5) 参加資格の喪失

- ア 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が資格要件を欠くに至った場合、県は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、県が参加資格の確認及び入札参加者の事業能力を勘案し契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。
- イ 落札者決定日の翌日から基本契約及び事業契約締結日までの間、落札者の構成員が資格要件を欠くに至った場合、県は落札者と基本契約及び事業契約を締結しない場合がある。この場合において、県は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、県が参加資格の確認及び事業者の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本契約及び事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

## 2 応募に関する留意事項

### (1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書及び技術資料等の提出書類（以下「入札提出書類」という。）を県に提出する。入札参加者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

### (2) 費用負担

入札参加者の応募にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

### (3) 入札提出書類の取扱い

提出された入札提出書類の変更はできないものとし、また、返却しない。

(4) 県からの提示資料の取扱い

県が提供する資料は、入札にかかる検討以外の目的で使用することができない。

(5) 使用する言語及び単位、時刻

入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(6) 入札の中止等

競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(7) その他

入札参加者は、本入札説明書等を熟読し、遵守すること。

入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、「大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号）」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがある。

### 3 選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次の日程で行う。

日程（予定）	内容
令和8年7月8日（水）	入札公告（入札説明書等の公表）
令和8年7月9日（木）～22日（水）	入札説明書等に関する質問受付期限
令和8年7月23日（木）	競争入札参加申込書受付期限
令和8年7月30日（木）	入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類の受付期限
令和8年7月31日（金）	開札
令和8年8月4日（火）	落札者の決定及び公表
令和8年8月	基本契約、事業契約締結

#### 4 入札手続き等

##### (1) 入札公告

入札公告を大分県県有建築物照明改修事業のホームページへの掲載により公表する。併せて、入札説明書等を大分県県有建築物照明改修事業のホームページへの掲載により公表する。

大分県県有建築物照明改修事業ホームページ

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11150/syoumei.html>

##### (2) 入札説明書等に関する質問受付及び回答の公表

本件入札説明書等の記載内容に関して質問事項がある場合は、質問回答を以下の要領にて行うものとする。

###### ア 受付期間

令和8年7月9日(木)～令和8年7月22日(水)午後4時必着

###### イ 提出方法

内容を簡潔にまとめ、質問書(別紙1)に記入の上、電子メールへの添付により下記アドレスに提出すること。なお、電話等の口頭による質問には応じない。

電子メールの件名は、「大分県県有建築物照明改修事業(大分地区) 質問」とすること。電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信が無い場合は、「第4 4事務局」へ連絡すること。

###### ウ 提出先の電子メールアドレス

[a11150@pref.oita.lg.jp](mailto:a11150@pref.oita.lg.jp)

###### エ 回答公表日

質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く。)

###### オ 回答の公表方法

原則、大分県県有建築物照明改修事業のホームページへの掲載により質問回答を公表する。なお、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係わるため公表を望まない質問は、意見としての取り扱いとし、個別の回答は行わない。

また、企業名等は公表しないものとする。

##### (3) 競争入札参加申込に関する提出書類の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札参加申込に関する提出書類を以

下のとおり提出すること。

ア 受付期間

令和8年7月21日（火）から令和8年7月23日（木）まで

イ 提出方法

電子メールへの添付により下記アドレスに提出すること。電子メールの件名は、「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区） 入札参加申込書等の提出」とすること。電子メール受信後、24時間以内に受付番号を返信する。受付番号の返信が無い場合は、「第4 4事務局」へ連絡すること。

ウ 提出先の電子メールアドレス

a11150@pref.oita.lg.jp

(4) 入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類の提出

入札参加者は、入札、技術資料評価及び競争参加資格審査に関する提出書類を以下のとおり提出しなければならない。提出書類の種類及び提出部数等、作成に当たっての要領は、「別添資料4 提出書類作成要領及び様式」に示す。提出書類は、持参又は郵送すること。

提出書類のうち入札書、入札金額内訳書は、まとめて任意の封筒に入れ封印し提出すること。封筒の表には、必ず、宛名「大分県 総務部 県有財産経営室 公共施設総合管理班」、「入札参加者名」及び「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）に係る入札書在中」（朱書）と記載すること。

ア 提出書類を持参する場合

(ア) 受付期間

令和8年7月28日（火）～令和8年7月30日（木）

午前9時～正午、及び午後1時～4時

(イ) 受付場所

大分県 総務部 県有財産経営室

イ 提出書類を郵送する場合

(ア) 受領期限

令和8年7月30日（木）午後4時必着

(イ) 送付先

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県 総務部 県有財産経営室 公共施設総合管理班

(ウ) 送付方法

必ず「配達記録郵便」とすること。また、提出書類一式を封筒に入

れ密封し、表に「大分県県有建築物照明改修事業（大分地区）に係る入札提出書類在中」と朱書して郵送することし、郵送した旨を事務局へ連絡すること。

## 5 その他

### (1) 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者とした場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、入札参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時に於いて指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている者その他開札の時において「第3 1 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当する。

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書に記載された代表者以外の者が行った入札
- イ 入札参加資格のない者が行った入札
- ウ 委任状が提出されていない代理人の入札
- エ 同一事項の入札につき他の代理人を兼ね、又は二人以上の代理人をした者の入札
- オ 入札時刻に間に合わなかった者の入札
- カ 記名押印を欠いた入札
- キ 入札金額を訂正した入札
- ク 誤字又は脱字により意思表示が不明確な入札
- ケ 明らかに連合によると認められる入札
- コ 入札参加表明書その他の一切の提出した書類に虚偽の記載をした者の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した者の入札

### (2) 談合情報の取扱い

#### ア 総合評価落札方式の談合の認定基準

談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格（調査基準価格未満を除く。）と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。

#### イ 談合があったと認定した場合の対応

この入札に談合情報が寄せられ、公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、大分県契約事務規則第27条第2号を適用し、当

該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行う。

### (3) 入札の辞退

入札参加資格の確認通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届（様式 I-2-1）を入札日の前日までに、大分県総務部県有財産経営室に持参又は郵送（郵送の場合は「配達記録郵便」に限る）すること。

## 6 予定価格

本事業の予定価格は、312,708,000円（消費税及び地方消費税を含む）とし、内訳は以下のとおり。

設計業務 11,169,400円（消費税及び地方消費税を含む）

施工業務 301,538,600円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、予定価格は、事業期間にわたる費用を単純に合計した金額であり、事業契約書案に規定する金利変動及び物価変動に応じた改定は見込んでいない。

## 第4 落札者の決定

### 1 落札者の選定及び決定

(1) 本件入札は、価格及び過去実績等を総合的に評価して、参加資格を満たす評価値の最も高い者を落札者として決定する総合評価一般競争入札方式により行う。また、総合評価落札方式に係る自己採点方式の対象であり、詳細は「別添資料5 総合評価落札方式に係る「自己採点方式」の留意事項について」に示す。

(2) 学識経験者等により構成される「大分県県有施設照明改修事業事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会で規定した評価基準に基づき、入札価格及び過去実績等を総合的に評価する。評価基準については「別添資料6 評価基準」に示す。

(3) 選定は下記ア～カによって行う。

ア 競争参加資格の確認は、開札し仮の評価値が決定した後に行うものとする。

イ 開札後は、落札者の決定を保留する。

ウ 仮の評価値算出後、入札参加者から提出された技術資料等を予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした者のうち、最高評価値者を審査

し、最高評価値者の順位が変わらないこと及び競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最高評価値者を落札者とする。審査の結果、最高評価値者の変更がある場合や競争参加資格を満たしていないことを確認した場合は、予定価格の制限の範囲内をもって申込みをした他の者のうち、最高の評価値の者（以下「次順位者」という。）の技術資料等を確認したうえで、次順位者を落札者とする（なお、次順位者に変更がある場合や競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続きを行う。）。

エ 評価値の最も高い者が複数あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。くじの実施方法については、「別添資料7 評価値の最も高い者が複数あるときの取扱い」に示す。

オ 競争参加資格審査により競争参加資格を満たしていない者が行った入札は、無効とし、その結果を通知する。

カ 落札者の決定は、原則として開札日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）以内に行うものとする。ただし、最低価格入札者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。

(4) 本件入札において、最高評価値者の入札額のうち設計業務に係る者の金額が最低制限価格を下回る入札は、自動的に失格となり、次順位者とする。最低制限価格の取扱いについては、「別添資料8 設計業務の最低制限価格の取扱いについて」に示す。

(5) 本件入札において、最高評価値者の入札額のうち施工業務に係る者の金額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、大分県低入札価格調査実施要領に基づき、低入札価格調査を実施する。（最高評価値者が、過去1年間に「低入札価格調査における説明と異なる施工を行った」旨の通知を受けている場合又は失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。）

なお、低入札価格調査に先立ち、「別添資料9 施工業務の低入札価格調査制度について」に留意し、提出資料等を作成のうえ、提出すること。

※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知の日から3日以内とする。期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断するものとする。

(6) 競争参加資格がないと認められた者は、通知の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる

ものとする。なお、説明の請求は書面（様式自由）を事務局へ持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

書面を提出した者に対しては、書面により回答する。なお、回答は請求期限の日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に行うものとする。

回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、知事に対して再苦情の申立てを行うことができる。

## 2 開札の立会い

入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。立ち会いを希望する場合には、入札提出書類受付期間内に事務局に電話もしくはE-mailにより立ち会いを希望する旨を申し出ること。

なお、全入札参加者から立会いの希望が無かった場合には、当該入札事務に関係のない大分県職員が立ち会うこととする。

### (1) 日時

令和8年7月31日（金）10時～11時

### (2) 会場

大分県庁舎本館4階 41会議室

## 3 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに入札参加者に文書で通知する。電話等による問い合わせには応じない。

入札結果は、審査結果と併せて大分県県有建築物照明改修事業のホームページにおいて公表する。

落札者とならなかった者は、落札者の公表を行った日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。）に、契約担当者に対して、落札者とならなかった理由の説明を求めることができる。なお、説明の請求は書面（様式自由）を事務局へ持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。

## 4 事務局

事業者選定にかかる事務局は、次のとおりとする。

大分県 総務部 県有財産経営室 公共施設総合管理班

住所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2975 ファックス 097-506-1830

E-mail a11150@pref.oita.lg.jp

## 第5 提示条件

### 1 事業要件

本事業に係る要件については、「別添資料3 要求水準書」に示す

### 2 事業者の事業契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他の方法により処分してはならない。

### 3 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

大分県契約事務規則第20条第3項の規定により免除とする。

#### (2) 契約保証金

設計・施工費の100分の10以上を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第5条第3項の規定により、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される場合がある。

### 4 県と事業者の責任分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、県と事業者が適切にリスクを分担することを基本とする。

従って、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、県が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。

#### (2) 予想されるリスクと責任分担

県と事業者の責任分担は、「添付資料1 想定されるリスクと責任分担」及び事業契約書(案)によることとし、リスク分担の程度や具体的な内容については、事業契約書(案)に示すが、事業契約書(案)に示されていない場合は、双方の協議により定めるものとする。

## 第6 事業実施に関する事項

### 1 誠実な事業遂行義務

事業者は、入札提出書類及び事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

## 2 県による本事業の実施状況のモニタリング

県による本事業の実施状況のモニタリングについては、「別添資料3 要求水準書」に示す。

## 3 支払い手続

事業者は、事業契約書（案）に定められた方法により業務完了届を県に提出し、県の履行確認を受ける。事業者は、履行確認完了後、速やかに県に請求書を提出する。県は事業者から請求書を受け取った後、事業契約書（案）に定める日に支払いを行う。

## 4 技術者の配置

事業者は、入札提出書類等に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に配置すること。

# 第7 契約に関する事項

## 1 契約の形態

本事業の契約に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 県は、落札者と本事業（設計・施工業務）を一括で委ねるために、本事業に係る基本契約を締結する。

(2) 県は、基本契約に基づき、設計企業と設計業務等委託契約を、施工企業と建設工事請負契約を締結する。

(3) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 入札をした者は、入札後、本件入札説明書についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。

ウ 契約の締結に当たっては、軽微な事項を除き、事業者の入札価格及び入札説明書等に示した内容について、変更できないことに留意すること。

エ 本事業が履行できなかつた場合で、再度施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う。事業者の破産等の場合は、契約を解除することができる。契約解除に至る事由及び措置等については事業契約書（案）で規定する。

- 2 本契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における支払限度額及び出来高予定額等については、「別添資料 10 債務負担行為に係る特則について」に示す。

## 第8 その他

本入札説明書に定めることその他、入札の実施に当たって必要な事項が生じた場合には、大分県県有建築物照明改修事業のホームページに掲載する。

添付資料1 想定されるリスクと責任分担

項目	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担		
				県	民間	
共通	入札説明書	1	入札説明書等の誤り、内容の変更	○		
	応募	2	応募費用に関するもの		○	
	契約締結	3	県の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		4	事業者の事由による契約締結遅延・中止		○	
	制度関連	政治・行政	5	県の政策変更による事業の変更・中止など	○	
		法制度 税制度 許認可	6	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(本件事業に類似的または特別に影響を及ぼすもの)	○	
			7	消費税率の変更による事業者の収支への影響	○	
			8	法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの(上記以外のもの)		○
		許認可取得	9	県の事由による許認可等取得遅延	○	
			10	上記以外の事由による許認可等取得遅延		○
	社会	住民対応	11	本事業に対する(県の要求に起因する)反対運動等	○	
			12	事業者の業務に対する苦情等		○
		環境問題	13	県の要求に起因する環境問題(有害物質の排出・漏えいや騒音、光、臭気に関するもの)	○	
			14	事業者の業務に起因する環境問題(有害物質の排出・漏えいや騒音、光、臭気に関するもの)		○
		第三者賠償	15	事業者の事由による第三者賠償(工事に伴う騒音、振動等により、近隣住民に損害を加えた際の賠償金支払い義務の発生)等		○
			16	上記以外の事由による第三者賠償等	○	
	発注者責任	17	事業者が発注する契約の管理・内容変更等		○	
	不可抗力	18	不可抗力(地震・風水害等の自然災害、又は戦争・暴動等の人為的な事象であって県及び事業者双方の責に帰すべからざる事由)による損害、増加費用等 ※1	○	△	

項目	リスクの種類	No	リスクの内容	リスク分担	
				県	民間
	資金調達	19	県が確保すべき必要な資金の調達に関するもの	○	
	物価	20	契約締結後のインフレ・デフレ※2	○	○
設計・施工段階	調査	21	県が実施した調査の不備、誤り等に関するもの	○	
		22	上記以外の調査に関するもの		○
	計画・設計・仕様変更	23	県の事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による変更・遅延	○	
		24	上記以外の事由による変更・遅延		○
	工事遅延	25	県の事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による完工遅延	○	
		26	上記以外の事由による完工遅延		○
	工事費増大	27	県の事由（提示条件、指示の不備や要求水準の変更等）による工事費増大	○	
		28	上記以外の事由による工事費増大		○
サービス水準未達	29	要求水準への不適合によるもの		○	
終了段階	移管手続	30	事業終了時の業務移管に関する諸費用		○

凡例)「○」主たる負担者、「△」従たる負担者

※1 原則、県の負担とするが、一定の金額・割合等までは事業者が負担する。

※2 基準値を定め、基準値を超えた部分につき県が負担する。

※3 当該契約不適合について事業者に帰責性がある場合には事業者のリスク負担とする。

添付資料2 見積参考資料

施行年度								設計年月
令和8年度								令和8年6月
<p>県有建築物照明改修事業（大分地区）</p> <p>見積参考資料</p> <p>大分県総務部県有財産経営室</p>								

業 務 場 所	二豊学園 外 大分市大字端登 外	工 期	令和11年1月31日限り
事 業 概 要			
<p>下記施設の照明器具をLED化する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 二豊学園</li> <li>・ 大分県聴覚障害者センター</li> <li>・ 大分県動物管理所</li> <li>・ 大分高等技術専門校</li> <li>・ 高尾山自然公園</li> <li>・ 大洲総合運動公園</li> <li>・ 総合体育館</li> <li>・ こころとからだの相談支援センター</li> <li>・ こども・女性相談支援センター</li> <li>・ 社会福祉介護研修センター</li> <li>・ 大分家畜保健衛生所</li> <li>・ 県民の森</li> <li>・ 庄の原県職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 城南県職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 春日県職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 上野に号県職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 城南単独県職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 豊饒県職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 舞鶴警察職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 大分中央警察独身寮旭寮（共用部のみ）</li> <li>・ 横瀬警察職員住宅（共用部のみ）</li> <li>・ 大分南警察独身寮ななせ寮（共用部のみ）</li> </ul>			



符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
①	大分地区照明改修設計委託	設計業務									
I	直接人件費	A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K	1	式						令和8年6月	
II	諸経費	A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K	1	式							
III	技術料等経費	A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K	1	式							
IV	特別経費		1	式							
	計		1	式							

## (細目別内訳書①)

符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
A	二豊学園（寮舎3棟、厨房・食堂、管理棟）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										
B	大分県聴覚障害者センター（センター棟）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										

符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数量	単位	単 価	金 額	数量	単位	単 価	金 額	
C	大分高等技術専門校（大分職業訓練センター 本館、実習棟）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										
D	大洲総合運動公園（硬式野球場）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										

符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数量	単位	単 価	金 額	数量	単位	単 価	金 額	
E	総合体育館（フェンシング競技場）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										
F	こころとからだの相談支援センター（本館、事務所）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										

符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考	
			数量	単位	単 価	金 額	数量	単位	単 価	金 額		
G	こども・女性相談支援センター（事務棟、保護棟、体育館）											
1	直接人件費		1	式								
2	諸経費		1	式								
3	技術料等経費		1	式								
	小計											
H	社会福祉介護研修センター（本館、住宅改造モデル展示場）											
1	直接人件費		1	式								
2	諸経費		1	式								
3	技術料等経費		1	式								
	小計											

符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数量	単位	単 価	金 額	数量	単位	単 価	金 額	
I	大分家畜保健衛生所（本館棟、解剖棟）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										
J	県民の森（森林学習展示館）										
1	直接人件費		1	式							
2	諸経費		1	式							
3	技術料等経費		1	式							
	小計										



県有建築物照明改修事業（大分地区） （種目別内訳書）											
符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
②	大分地区照明改修工事	施工業務									
	（直接工事費）										
A	照明改修工事		1	式							
	計										
	（直接工事費の内スクラップ費）		(1	式)							
	（共通費）										
I	共通仮設費	= (I-①) + (I-②)	1	式							
	I-①	共通仮設費率によるもの	(1	式)							
	I-②	積み上げによるもの	(1	式)							
II	現場管理費	= (II-①) + (II-②)	1	式							
	II-①	現場管理費率によるもの	(1	式)							
	II-②	積み上げによるもの	(1	式)							
III	一般管理費等		1	式							
	計	( I + II + III)									
	合 計（工事価格）	（直接工事費+共通費）									

(科目別内訳書②)											
符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
A	照明改修工事										
1	二豊学園		1	式							
2	大分県聴覚障害者センター		1	式							
3	大分県動物管理所		1	式							
4	大分高等技術専門校		1	式							
5	高尾山自然公園		1	式							
6	大洲総合運動公園		1	式							
7	総合体育館		1	式							
8	こころとからだの相談支援センター		1	式							
9	こども・女性相談支援センター		1	式							
10	社会福祉介護研修センター		1	式							
11	大分家畜保健衛生所		1	式							
12	県民の森		1	式							
13	庄の原県職員住宅	共用部のみ	1	式							
14	城南県職員住宅	共用部のみ	1	式							
15	春日県職員住宅	共用部のみ	1	式							
16	上野に号県職員住宅	共用部のみ	1	式							
17	城南単県職員住宅	共用部のみ	1	式							
18	豊饒県職員住宅	共用部のみ	1	式							
19	舞鶴警察職員住宅	共用部のみ	1	式							
20	大分中央警察独身寮旭寮	共用部のみ	1	式							





























## (細目別内訳書②)

符号	名称	規格摘要	原設計				変更設計				備考
			数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
14	城南県職員住宅	共用部のみ									
	照明器具LED改修		1	式							
	照明器具撤去		1	式							
	照明器具処分費		1	式							
	蛍光管等処分費		1	式							
	産業廃棄物税相当額		1	式							
	運搬費		1	式							
	計										







## (細目別内訳書②)

符号	名 称	規 格 摘 要	原設計				変更設計				備 考
			数 量	単 位	単 価	金 額	数 量	単 位	単 価	金 額	
18	豊饒県職員住宅	共用部のみ									
	照明器具LED改修		1	式							
	照明器具撤去		1	式							
	照明器具処分費		1	式							
	蛍光管等処分費		1	式							
	産業廃棄物税相当額		1	式							
	運搬費		1	式							
	計										







## (細目別内訳書②)

符号	名称	規格摘要	原設計				変更設計				備考
			数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
22	大分南警察独身寮ななせ寮	共用部のみ									
	照明器具LED改修		1	式							
	照明器具撤去		1	式							
	照明器具処分費		1	式							
	蛍光管等処分費		1	式							
	産業廃棄物税相当額		1	式							
	運搬費		1	式							
	計										